

犬・猫の譲渡ボランティアを募集します！

9月20日からの動物愛護週間に合わせて、香川県では、保健所で保護された犬・猫を新たな飼い主に譲り渡すボランティア活動を行っていただく**譲渡ボランティア（個人・団体）**を募集します。

譲渡ボランティアの要件

- 1 県内に連絡窓口となる責任者の住居又は事務所があること。
- 2 犬・猫の飼養施設や飼養方法が適切であり、近隣に迷惑をかけないこと。
- 3 譲渡ボランティアの遵守事項(裏面)が守れること。
- 4 新たな飼い主となる方に対して講習できるよう、保健所が実施する講習を受講すること。
- 5 香川県・高松市が行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力できること。

※ なお、ご同意いただける場合は、名称や連絡先、譲渡動物の情報等については、県のホームページ上に公開して、新たな飼い主さんを一緒に探していく予定です。

譲渡ボランティア登録申請の手続



県内の連絡窓口となる責任者の住居又は事務所のある市町を管轄する各保健福祉事務所（衛生課）、小豆総合事務所（衛生課）で登録の手続きをしてください。

- ※ 募集期限、登録期限は特にありません。登録内容に変更等があれば届け出てください。
- ※ 登録申請方法等については、県のホームページにも掲載します。
- ※ 高松市でも、譲渡ボランティアを募集しています。高松市に登録したボランティアさんも香川県の譲渡ボランティアとして活動することができます。

<問い合わせ先>

電話番号

| | |
|----------------|--------------|
| ・東讃保健福祉事務所 衛生課 | 0879-29-8272 |
| ・中讃保健福祉事務所 衛生課 | 0877-24-9964 |
| ・西讃保健福祉事務所 衛生課 | 0875-25-4383 |
| ・小豆総合事務所 衛生課 | 0879-62-1374 |
| ・香川県健康福祉部生活衛生課 | 087-832-3179 |



(注) 次頁に譲渡ボランティアの遵守事項等を掲載しています。

譲渡ボランティアの遵守事項

【動物の飼養管理】

- 譲り受けた動物に関する法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害防止に努め、終生飼養者に譲渡するまで、責任を持って飼養管理すること。
- 多頭飼養等で苦情の原因となるような事態を生じさせないこと。
- 飼養施設等の能力を考慮した頭数を定め、これを超えないように管理すること。

【新たな飼い主への譲渡】

- 譲り渡しに当たっては、終生飼養者に、その動物の性質や健康状態を伝えること。
- 譲渡動物に関する情報、譲渡した終生飼養者に関する情報等を記録し、管理すること。

【その他】

- 譲渡ボランティアの活動をする上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。
- 県の譲渡事業に誤解を招いたり、支障をきたす行為は行わないこと。

【マニュアルの作成】

- 次に掲げる事項に関する譲渡マニュアルを作成すること。
 - ・ 譲渡動物の飼養に関する苦情が発生した場合の対処方法に関すること。
 - ・ 譲渡動物の飼養、管理、逸走防止に関すること。
 - ・ 犬については、狂犬病予防法に規定する犬の登録及び狂犬病予防注射に関すること。
 - ・ 譲渡動物の飼養が困難になった場合の対処方法に関すること。
 - ・ 譲渡する終生飼養者が、譲渡資格(☆)に適合していることの確認方法に関すること。
 - ・ 保健所長が開催する講習会と同等の講習の実施に関すること。
 - ・ 終生飼養者に譲渡した場合、譲渡を受けた保健所長への報告に関すること。
 - ・ 上記に掲げるもののほか、譲渡動物の譲り渡しに必要な事項

☆譲渡ボランティアが譲渡する新たな飼い主の資格

- ・ 動物の譲渡の申込者は、成人であること。
- ・ 動物の飼養に関し、飼養施設及びその周囲の環境に制限がないこと。
- ・ 動物を飼養することについて、家族等の全員が同意していること。
- ・ 家族等の中に動物の世話のできる者がいること。
- ・ えさ代、病気の予防・治療費などの費用がかかることを承知していること。
- ・ 譲渡された動物がみだりに繁殖して、適正に飼うことが困難とならないよう、不妊・去勢手術又はこれに代わる繁殖制限措置を実施できること。
- ・ 譲渡された動物が終生愛情をもって適正に飼い続けられるよう、終生飼養の確保ができること。
- ・ 保健所長が実施する講習と同等の講習を受講していること。